

令和6年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業））の申請期限等について

令和6年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車事故被害者支援体制等整備事業（短期入院協力事業））における交付規程の第4条（交付の申請）及び第14条（実績報告）に基づく「博報堂プロダクツが別に定める時期」及び「実施した補助対象事業の期間」については、以下のとおりとする。

【交付申請兼実績報告】

①実施した補助対象事業の期間

令和6年4月1日(月) から 令和7年3月31日(月) まで

②①の期間内に実施した補助対象事業における交付申請兼実績報告書の申請期限（申請期間）

申請期限： 令和7年3月31日(月)

（申請期間： 令和6年4月1日(月) から 令和7年3月31日(月) までの間）

- ・事業実施完了後、速やかに交付申請兼実績報告書を提出すること。
- ・原則は通年申請になりますが、申請状況に応じて既に事業を終了している分について前もって申請期限を設ける場合がございます。

- ・なお、補助金の交付状況（全体予算の執行状況）等により、補助金の交付の取り止め（補助金交付の終了）等を行う場合がございます。